

## 「歴史を“科学的に”考える～改新の詔の史料批判を素材として～」

曾我雄司

【抄録】 2010～2012年度、高校1年生SLPⅡ「自然と科学」後期の社会グループで取り上げた授業の紹介である。日本古代史研究において争点のひとつとなってきた大化改新否定論、そのひとつの論拠である改新の詔に対する史料批判を切り口に、文献史料にはそれぞれの性格があり、その性格に応じた扱い方をあることを学習させた。この学習を通じて、厳密なデータおよびその吟味の上に物事を考える科学的な態度について、生徒に気付かせ、身につけさせる機会とした。

【キーワード】 SLPⅡ 文献史学 大化改新 史料批判 科学的態度

### 1. はじめに

本稿は、高校1年生のSLPⅡ「自然と科学」後期の社会グループの一時間の授業を取り上げたものである。SLPⅡ全体の構成やSLPⅡ「自然と科学」の取り組みは、本紀要の該当箇所および過去の紀要の該当箇所をご参照いただきたい。筆者は2010～2012年度、高校1年生のSLPⅡ「自然と科学」後期の社会グループの授業を担当してきたが、ここでは「科学的態度」を養うことを主眼に、歴史史資料の取り扱い方を題材として取り上げ、史資料から歴史像を正しく組み立てることの大事さを考えさせる授業を展開してきた。

その題材の一つとして取り上げたのが、大化改新否定論である。研究史上、大化改新という歴史事実については、律令国家形成の起点となる出来事としての評価がなされ、教科書においてもそのように位置づけられ教えられてきた。しかしその根拠となる改新の詔（『日本書紀』大化2年（646年）正月甲子朔条）については史料批判が深められ、その記述が大室律令以降の知識によって潤色されていることがわかっている。潤色以外の部分＝原詔の存在を指摘し大化改新を肯定する説に対して、『日本書紀』の政治性を指摘し律令貴族の作りだした虚構として大化改新の存在そのものを認めない説、いわゆる大化改新否定論も存在する。大化改新否定論は、律令国家成立の画期を天武・持統朝に求める研究動向とも相まって主張されてきた。

この授業では、改新の詔をめぐる史料批判を生徒たちに追体験させることを軸におき、国家の歴史書である『日本書紀』、そしてその叙述と研究成果に基づいて書かれた教科書の内容には、疑いを挟む余地のあることに気付かせることをねらった。常識と思っていること、生徒たちが通説と思い込んでいる教科書の叙述には、研究の世界でも明確な答えの出ないことがあること、史料にはそれぞれの性格があり、扱い方があることを学習さ

せる。その経験を通して、厳密なデータおよびその吟味の上に物事を考える科学的な態度を生徒にもたせたいということで構想・実践したのが、この授業である。

SLPⅡという合科授業における授業案であるが、日本史の通常授業の中でも実践可能な内容と思われるので、教科研究の章に入れさせていただいた。

### 2. 授業の展開

#### (1) 授業の用意

プリント2種類を用意する。

プリントAは、表左面にワークシート、右面に付札木簡一覧表を入れ、裏面には、律令条文一覧（改新の詔潤色にかかわるものを抜粋）を掲載した。付札木簡一覧表とは、奈良文化財研究所HPの木簡データベース（<http://www.nabunken.jp/Open/mokkan/mokkan2.html>）を使用して、「国・郡（評）・里」の行政区画が明記されている木簡を検索・抜粋し、年次順に並べたものである。また律令条文一覧については、日本思想大系『律令』（岩波書店、1976）から抜粋・作成した。厳密に言えば、大室令の復原条文を提示すべきだが、条文の全体が復元できない条文があること、詳細な対応関係よりも改新の詔がどの程度、令の条文で潤色されているかを気づかせたかったことなどから養老令の条文をそのまま使用した（大室令・養老令の問題については、日本思想大系『律令』の解説を参考にいただきたい）。

プリントBは、表面に大化の改新についての中学教科書と高校教科書の該当ページ、裏面に『日本書紀』大化2年（646年）正月甲子朔条のいわゆる改新の詔を掲載した（日本古典文学大系『日本書紀』下（岩波書店、1965）から、原漢文と書き下し文とを取り上げた）。

#### (2) 指導案と留意点

この授業は、社会グループのみを対象に行った。基本的に講義型であるので、人数の多少には左右されず実践が可能だと思われる。

授業のねらいは、①教科書中心の知識を、原史料からとらえなおすことで、再確認・再構築する、②史料の持つ性格と問題点・限界を知ることを通じて、情報を鵜呑

みにするのではなく、より确实・正確に理解しようとする態度・リテラシーの向上を図る、の2点である。

導入のねらいは、まず大化改新という歴史事実について生徒たちがどのくらい覚えているか、知っているかを確認する点にある。本校では、日本史Bは高校3年生で履修する。しかし高校1年生は、小学校・中学校で学んだ知識として「645年に大化改新」という答えを出すことができる。しかしながら大化改新＝蘇我蝦夷・入鹿親子を殺害したと勘違いして認識している生徒が大半である。ゆえにまず大化改新が「蘇我入鹿とその父蝦夷をたおし、権力を集中する政治改革を行った・・・これらの改革を大化の改新という」（日本書籍新社の中学教科書より引用。下線部は筆者による）ものであることを確認する。そして大化改新が教科書の中で中央集権国家体制の樹立を目指した動きの起点として位置づけられていることを確認する。そのために中学教科書の本文を音読させ、単元の名称を確認する（日本書籍新社教科書では「律令国家が成立する」）。生徒たちは、そういうものなのかといった反応・表情をする。歴史学習が細かい事実の暗記で終わっており、大きな流れとして認識できていないことを感じる。

展開1では、改新の詔の史料的な問題・矛盾点に気付かせることで、大化改新についての教科書の叙述、そして大化改新への疑問を投げかけることをねらいとしている。

展開1-①では、改新の詔を第4条の税目に関する詳細な記述以外の全文を読ませ、教科書の叙述がこの改新の詔に基づいていることをまず理解させる。その上で、展開1-②に入り、付札木簡の一覧表の読み取りをさせる。付札木簡は、租税などとして送られた物品の付札であり、墨書された情報は、税を納めた年月・納めた人の名前・納めた人の本籍・物品名である。この構造を確認したうえで、本籍の表記・年号の表記はどの時点で変化しているかを生徒に探させた。指摘できることは二つ。行政区画の表記が「国・評・五十戸」→「国・評・里」→「国・郡・里」と変化していること、699年以前の年号は、干支で表記されていることである。そこから「評」→「郡」および年号使用の転機は大宝元年（701年）と考えられることを指摘する。残念ながらここまでは、適宜ヒントを出さないとたどりつけない。しかし「701年は何があった年か？」と聞くと、大宝律令の制定という答えは出てくる。そこから大宝律令をきっかけに地方行政区画の表記が変化し、年号の使用が常態化していったことにたどりつく。ここで改新の詔の第二条の「郡司」の表現に注目させる。「評」ではなく「郡」、つまり646年の詔なのに701年以後の記載法が用いられているという矛盾に気づき、変だなと感じてもらう。

展開1-③はひたすら作業である。授業後の感想には、「もう漢文は嫌だ」というものもあったが、ヒント

時間	指導内容
導入 10分	0、大化改新について ①プリントAを配布する。 発問「「大化改新」について何か知っていることはあるか？」  ②プリントBを配布する プリントB表面（中学教科書・高校教科書の大化改新についての記述）を読ませる →大化改新の事実関係、律令国家形成における教科書での位置づけを確認する
展開1 20分	1、改新の詔について ①プリントB裏面（改新の詔）を読ませる内容の確認  ②プリントA表右面（付札木簡一覧表）に注目させる 発問「表記の変化、気がつくことはないか」 →大宝律令（701年）をきっかけに、地方行政区画の表記が変化していることを確認し、改新の詔との矛盾に気づかせる  ③プリントA裏面（養老令条文）とプリントB裏面を比較させる ＝改新の詔の中で、養老条文と同一（もしくは近似している）箇所を線を引きかせる →改新の詔の多くの部分が養老令条文の引き写しであることに気付かせる  ④改新の詔には後世の人間が手を加えた跡があることを確認する。
展開2 15分	2、『日本書紀』について ①発問「大化改新についての教科書の記述はどんなデータに基づくものか？」 →改新の詔の出典は『日本書紀』ということを確認する  ②『日本書紀』のような編纂物・典籍の持つ問題についての指摘 ＝情報量が多いが、同時代性に乏しいため信ぴょう性には問題もある  ③『日本書紀』の編纂過程・データソース・津田左右吉の批判などについて説明
まとめ 5分	①大化改新否定論についての説明と研究史上の論点の確認  ②史料の性格・特色に応じて、歴史事実を考える必要性について確認

を与え、隣同士で相談させながら比較をさせると、律令条文と改新の詔が合致する箇所をどんどんと見つけ、その異常さに気がつき始める。2012年の実践では、生徒たちに合致箇所をカラーペンで塗らせたプリントをスクリーンで映した。こうすると色彩的・面積的に潤色の様相がわかりやすい。改新の詔には後世の人間が手を加えた跡があり、当時の文章そのものとは考えがたいことを確認して、次の展開へ進む。

展開2は、文献史料の分類、情報量や信憑性の違いを理解すること、また編纂物の持つバイアスについて理解し、その問題性について考えさせることをねらいとしている。展開2-①は発問で展開する。改新の詔の出典が『日本書記』であることは、高校教科書に出典記載があることからわかる。『日本書記』については、既存の知識を出してもらいつつ、712年に成立したこと、国家事業としての歴史書であること、神代～持統天皇の時代までの叙述であることなどを確認する。

展開2-②は、古文書学の講義となる。文献史料をどのように分類するかについては様々な考え方があがるが、ここでは古典的な分類である文書、記録、典籍・編纂物の3区分にそって、具体例をあげつつ説明する（「文書＝天皇が豊臣秀吉を関白に任じた時の任命書」など）。そして情報量の問題、信ぴょう性の問題にふれる。『日本書記』は典籍・編纂物の区分に入れられること、情報量は多いが事実発生から時間がたつての編纂となることなどから信ぴょう性に問題があることなどを指摘する。

展開2-③では、『日本書記』の史料的問題について、リアルタイムの叙述ではないこと、中国古典などによる潤色が多いという津田左右吉の指摘があること、王権正当化のために作られた歴史書であるというバイアスがあることなどについてふれる。なるべく具体的な事例をあげつつ話をするものの、このあたりは聞いている生徒もややつらそうである。

まとめでは、いよいよ大化改新否定論についてふれる。改新の詔の大部分は後世の潤色であることに対して、研究者の中には、改新の詔はまったく存在せず、その事実も存在しなかったという見解があることを紹介する。ショッキングな結論に驚いた生徒も少なくなかったようで、ワークシートには「どっからが正しくてどこからが偽りなのかが全然わからなくなっていきました」とのコメントもあった。

本当はその後で、研究の積み上げや木簡などの新出史料などによって大化改新の事実を裏付ける研究が進んでいることを紹介したい。また大化改新を律令国家形成の起点と評価したのは、明治維新以後のことであり、それは王政復古という点で相似形のものとして評価した近代歴史学の政治性によるものであることにまで踏み込みたい。

しかし大化改新否定論を紹介した時点でいつも時間切れとなる。国家による編纂物といってもその内容の全て

が正しいというわけではなく、つねに史料批判の必要性があること、歴史叙述には、叙述する人のバイアスがかかること、それを考慮して歴史像を組み立てる必要があること、そのような「怪しいもの」の中から、いかにして確かなものを導き出すかという作業が必要であることなどに触れ、授業内容をやや一般的な次元へ引き上げて授業は終わった。

### 3. 成果と課題

授業後のワークシートで見られた感想の多くは「難しい」である。昨年度紀要で取り上げた「ねつ造問題」の授業と同様、ショック療法的な形で、通説的・教科書的な歴史叙述・認識に揺さぶりをかけることがねらいであったが、素材として難しいことは否めない。また作業の部分が展開1しかないことも、生徒にはつらかったのではないと思われる。

「私たちが今まで授業で習って存在するものだと思っていた歴史上の出来事を、実際にあるかないかわからないまま信じて覚えていたのだと思うととても驚きました」。疑って考えてみることは大切だと思いました。「けっこう難しい内容だった。ただわかったのは歴史の教科書にすべての真実があるわけではないということ。様々な史料を見ることで新たな発見が生まれるからだ」などとのコメントが、提出されたワークシートの中には若干だがあった。授業のねらいへとたどりつけた生徒がいたことは非常に喜ばしい。また大化改新の存否についてのコメントも多く、史料そのままを信じられないが事実としてはあったと思われるというコメントがその大半であった。「もしかしたら大化改新はなかったのかもしれないが、何者かが後から史料を書き換えたのかもしれないし、他に大きく関係のある史料がどこか別の場所に眠ったままでまだ見つからないのかもしれない。だから今の段階で大化改新はなかったと言い切ることができないと思う」という慎重な判断もあった。

3年にわたって実践してみて、なかなか納得のいく形に持っていくことのできなかった授業である。それでもただ教科書を暗記すればよいという「典型的な」歴史学習に対して、疑う姿勢を少しでも身につけさせられたのなら成功と言えるのではないだろうか。このようなSLPⅡにおける一連の授業はいわゆる史料学という分野に該当するが、それをどのように高校生に教えていくか、そのために興味を持たせる素材をいかに探していくか、科学的な思考への抽象化・一般化をどのようにしていくかという点は、今後の課題である。